所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市マチごとエコタウン推進計画に基づきエネルギーの効率的な利用を目指して、市内小規模リフォーム事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化と市内事業者の育成を図ることを目的として、既存住宅の断熱化を推進するエコリフォーム(所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱(平成31年4月1日施行)に規定する補助金の対象となるエコリフォームをいう。以下同じ。)の導入を進めるための所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者(以下「小規模事業者」という。)に係る登録制度について必要な事項を定めるものである。

(登録の要件)

- 第2条 小規模事業者に登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者 とする。
 - (1) 市内に本店、支店を有する事業者であること。
 - (2) 従業員20名以下の事業者等であること。
 - (3) 補助対象のリフォームを自社で施工できる者であること。
 - (4) 既に登録を受けていない者。
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、小規模事業者制度に登録することができない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する 者又は同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(登録申請)

第3条 小規模事業者の制度に登録を受けようとする者は、所沢市スマートハウス化推 進補助制度小規模事業者申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(登録の決定等)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の 可否を決定し、申請者に結果を小規模事業者登録通知書(様式第2号)により通知す るものとする。
- 2 市長は、小規模事業者として登録された者(以下「登録者」という。)の名簿を作成するとともに、当該名簿を市のインターネット・ホームページへの掲載により公表するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録に係る必要事項に変更が生じたときは、速やかに所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録者は、登録を辞退するときは、所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すこと ができる。
 - (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 登録者から、前条に規定する届出書が提出されたとき。
 - (3) その他市長が必要と認めたとき。

(登録資格の有効期間)

- 第8条 登録者の登録資格の有効期間は、登録者名簿に登載された日から、その日が属する年度の翌々年度の3月31日までとする。
- 2 前項において、登録の有効期間更新の意思のある登録者は、登録期間更新届(様式 第5号)を有効期間満了までに市長に提出しなければならない。

(登録者の責務)

第9条 登録者は、当該事業において市民が安心して施工を依頼できるよう、誠意をもって良心的に業務に当たるとともに、第三者に損害等を与えた場合は、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(損害等発生時の責任)

第 10 条 本制度により登録者又は第三者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正後の所沢市スマートハウス化推 進補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、これを使用する ことができる。